

# 日本脂質生化学会 細則

## 第1条

本会の運営に必要な事項は、この細則に定める。

## 第2条（所在地）

本会の所在地は、会長の主宰する研究室の所在地または自宅現住所とする。ただし、会則第8条に定める事務局を設置した場合は、本会の所在地を事務局の所在地とすることもできる。事務局の所在地は本細則の附則に定める。

## 第3条（設立日）

本会の設立日は昭和36年（西暦1961年）6月17日である。

## 第4条（幹事会の決議）

- (1) 幹事会に諮られた議題の決定または承認は、幹事会に参加した者および委任通知者の合計を全体数としたときの過半数の賛同を要する。なお、幹事会に参加した幹事とは、現地もしくはオンラインで役員会に参加した幹事を意味する。ただし、幹事会が決議すべき議題についてメールでの審議および決議も認める。メール審議の場合、回答者の過半数の賛成を必要とする。
- (2) 委任の意思表明は幹事会参加 Web 調査に対する回答またはメール連絡への返信にて原則行う。その際、委任者と被委任者がわかるようにすること。被委任者を指定していない場合、会長に委任されたものとみなす。

## 第5条（役員の決定および役割）

- (1) 会則第5条の項目1で定められた役員は、立候補または現役員または幹事によって推挙された者を候補とし、総会の承認をもって選任される。
- (2) 役員は、以下の役割を担う。ただし、本会の運営に関わる諸作業を役員内で連携して実施してもよい。
- (3) 会長は、本会を代表し、役員会ならびに総会では議長を務める。
- (4) 庶務幹事は、会員名簿の管理、会員への連絡、会議開催の運営、会議の議事録作成、セキュラーの作成、要旨集の作成と配布などを含む本会の活動の庶務全般を司る。庶務幹事は、事務作業の一部を会則第8条に基づき事務局に委嘱することができ、その際の事務局は本細則の附則に定める。
- (5) 会計幹事は、本会の経理に関する仕事を司る。
- (6) 会計監査は、本会の会計の監査を年間に最低一回は実施する。
- (7) 上記役員のいずれかが任期中に一時的に任を離れざるを得ない場合、その期間中に限り、他の役員が臨時代理として当該役を併任することができる。ただし、会計監査と他の役員との併任はできず、会計監査が任を離れざるを得ない場合、会長は必要に応じて代理の会計監査を当会幹事の中から任命する。

## 第6条（年会費）

(1) 会則第4条に定める本会の年会費は次の通りとする。

正会員 7,000円

学生会員 無料

賛助会員 1口 10,000円

(2) 長期の海外出張など特段の理由がある場合、その旨を書面にて本会に連絡すれば、休会の措置を取り、当該期間中の年会費を免除するとともに要旨集の配布は中止する。当該期間中も本会からのメール連絡を継続するか否かは本人の希望に沿う。

## 第7条（会計と会計監査）

(1) 本会の会計年度は会則第7条に従う。

(2) 本会の活動に必要な資金の収支は、原則、本会の銀行口座を介して行い、本口座通帳の日常管理は会長または会長から委嘱された会計担当者が行う。

(3) 会計監査では、本会の収入および支出の証明となる書類および銀行口座の収支を調査して齟齬のないことを確認する。監査結果は幹事会および総会で報告し、承認を得る。

## 第8条（委員会）

(1) 年次大会の運営を行うために年次大会毎に実行委員会を設置する。当該委員会の委員長は、幹事会の推薦に基づく総会の承認により決定される。実行委員会の構成人員は本委員会委員長が任命する。

(2) 生体脂質に関するデータベースの構築および維持のため脂質データベース構築委員会を設置する。その構成人員は役員または本委員会の委員長の推薦を考慮しながら会長が任命する。

(3) 学会ホームページの構築および維持のためホームページ委員会を設置する。その構成人員は役員または本委員会の委員長の推薦を考慮しながら会長が任命する。

(4) 各委員会の委員長は、担当する委員会を代表し、役員とも適宜連携しながら、本会の活動に資する。

(5) 新たな委員会の設置と委員長の選出、および既存委員会の委員長交代については、役員または幹事が発議し、総会の承認を得る。

## 第9条（年次大会の参加費と会計）

(1) 年次大会の参加費およびそれに伴い企画された懇親会の参加費は当該大会の実行委員会が決定する。ただし、学生の参加費には要旨集頒布に係る費用を含めること。

(2) 年次大会運営にかかる会計は実行委員会が担当する。

## 第10条（年次大会要旨集『脂質生化学研究』の頒布、販売、及び寄贈）

(1) 年会費を支払った正会員には各人一冊、賛助会員は口数に応じた規定数の『脂質生化学研究』を頒布する。

- (2) 年次大会参加費を支払った学生会員には各人一冊『脂質生化学研究』を頒布する。
- (3) 年次大会会場において非会員に『脂質生化学研究』を一冊 10,000 円（消費税込み）にて販売することができる。
- (4) 年次大会毎に『脂質生化学研究』一冊を国会図書館に寄贈する。当該冊子体の表紙には、獲得済みの国際標準逐次刊行物番号 (International Standard Serial Number; ISSN: 0285-1520) を明記する。

## 第 1 1 条（名誉会員資格）

- (1) 名誉会員となるためには、以下の (a) ~ (c) をすべて満たすこと に加え、(d) ~ (g) のいづれか を満たすことを条件とする。
  - (a) 推薦時点で日本脂質生化学会の幹事であり、かつ会員歴が 20 年以上であること。
  - (b) 幹事による推薦を受け、幹事会において出席者全員の承認を得ていること。
  - (c) 幹事会の推薦および承認を受け、名誉会員となることに同意していること。
- 加えて、以下のいづれかに該当すること。
  - (d) 年次大会の実行委員長を務めた者。
  - (e) 会長を 1 期（2 年）以上務めた者。
  - (f) 会長以外の役員（庶務幹事、会計幹事、会計監査）または各種委員会委員長を通算 4 年以上務めた者。
  - (g) 上記 (d) ~ (f) と同等以上の貢献を当学会に対して行ったと、幹事会が認めた者。
- (2) 名誉会員の資格は終身制ではあるが、本人またはその家族の希望によって連絡の中止や当該資格の返納をすることができる。

## 第 1 2 条（海外に住む正会員）

本会では、国籍を問わず、日本在住の者を会員対象としている。正会員が、留学や異動などにより、海外に移住した後も、正会員資格を維持する場合、本会からのメール連絡は継続する。『脂質生化学研究』の海外向け発送は行わないが、本人の書面による申請がある場合に限り国内向けの発送を継続できる。

## 第 1 3 条（緊急対応）

本会の運営に関して緊急に対応すべき案件は会長判断で対応することができる。また、会長不在の場合は、本細則第 5 条 7 項に準じて緊急対応を行うことができる。実施した緊急対応内容は会員に事後報告しなければならない。ただし、役員の判断により例年対処している定型的な事務作業は、緊急対応とはみなさない。

## 第 1 4 条（役員のリコール）

幹事によってリコールが請求され、当該請求が総会において過半数の賛同を得た場合、役員は任期中であってもリコールされる。

## 附則

(1) 本会の事務局は、〒169-0072 東京都新宿区大久保 2-4-12 新宿ラムダックビル 10 階 (株)春恒社内におく。

(令和 7 年 1 月 1 日、幹事会承認：令和 8 年 1 月 1 日、発効)